

山形県公司

平成28年8月12日(金) 第2771号

毎週火・金曜日発行

目	次
\vdash	レヽ

生 ѫ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
事業者の指定(庄内総合支庁地域保健福祉課)	939
	… 同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(同)	940
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(同)	… 同
○生活保護法による指定施術機関の指定(同 同	…941
○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程(農政企画課)	… 同
〇山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程(同)	… 同
○漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出(水産振興課)	… 同
○水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の公表(同)	···942
○一般国道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・(庄内総合支庁建設総務課)	…945
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧(都市計画課)	… 同
〇同	···946
公告	
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
	
山形県告示第738号	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
株式会社 f e ふぁーむ	f eふぁーむ	就労継続支援(A	平成28. 6.21
鶴岡市黒川字漆原86番地	鶴岡市神明町8番44号	型)	十八人20. 0.21

山形県告示第739号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の 規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	指定年月日
ラ	パ	ス	調	剤	薬	局	酒	田	南	店	酒田市	大宮	一町—	∵丁目	14番	昏14 ⁻	루				平成28. 5. 1

山形県告示第740号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	廃止年月日
ラ	パ	ス	調	剤	薬	局	酒	田	南	店	酒田市	大宮]町—	-丁目	141	昏14 ⁻	를				平成28. 4.30

山形県告示第741号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称		設 又 る事業			指定介護機関の所在地	廃止年月日	
デイサービス言葉の翼	通	所	介	護	山形市高原町971番45号	平成28. 3.31	
デイサービスセンター馬見ケ 崎	通	所	介	護	山形市桧町一丁目17番23号	同	
うさぎ村	通	所	介	護	山形市東原町三丁目7番25号	同	
ことばのデイルーム奏	通	所	介	護	山形市吉原三丁目1番5号	同	
リハビリテーション颯 山形 霞城	通	所	介	護	山形市城南町二丁目10番2号 サンファーレ101号室	同	
茶話本舗 天童 デイサービス あさひの家	通	所	介	護	天童市五日町一丁目2番5号	同	
デイホームのんき	通	所	介	護	東田川郡三川町大字猪子字下堀田230 番地1	同	
デイサービスやまゆり	通	所	介	護	東田川郡庄内町狩川字小縄3番3	同	

山形県告示第742号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

扌	旨定加	包術榜	幾関の」	氏名	施	術	所	の	名	称	施 術 所 の 所 在 地 指定年月日
高	韦	橋	政	好	み	ど	ŋ	接	骨	院	東根市中央三丁目15番3-111号 平成28. 4.25
乜	上々	木	秀	世	佐	A	木	整	骨	院	新庄市十日町691番地 同 6.1

山形県告示第743号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「年0.85%」を「年0.80%」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年7月21日から適用する。
- 2 平成28年7月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第744号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「年0.85パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年7月21日から適用する。
- 2 平成28年7月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第745号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約 の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 (1) 加入区の名称
 - 吹浦加入区
 - (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業 (総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。) 及び小型定置漁業
- 2 (1) 加入区の名称

鶴岡市由良加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域

ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業及び小型定置漁業

3 (1) 加入区の名称

鶴岡市豊浦加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域

ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び小型定置漁業

4 (1) 加入区の名称

鶴岡市鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域

ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型定置漁業及びばいかご漁業

山形県告示第746号

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、平成33年度を目標とする基本計画を次のとおり定めた。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

栽培漁業が沿岸資源の維持・回復に寄与していくため、これまでの放流種苗の直接的な回収に加えて、適地放流や稚魚段階での混獲の抑制等により、放流種苗の生残率の向上に努め、放流魚による親魚群の形成と再生産能力の強化による「資源造成型栽培漁業」の推進が求められている。

このような中、県は、農林水産業振興計画等との調和を図りながら資源管理型漁業を推進し、並びに漁港漁場等の水産基盤の整備、藻場等環境生態系の保全活動及び栽培漁業を連携して推進することにより、本県海域における水産資源の維持・回復を促進して、漁家経営の安定に資するため、この基本計画を定め、つくり育てる漁業の中核をなす施策である栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するものとする。

平成28年度には「第36回全国豊かな海づくり大会」が本県を会場に執り行われることから、当大会を契機とした 栽培漁業の一層の推進と、一般県民が参加できる放流事業の展開を図ることとする。

- 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
 - (1) 栽培対象種の選定に当たっては、社会経済的な要請、生態系への配慮、資源評価、漁獲実態、技術開発の進捗状況等から、種苗放流の適否をあらかじめ検討するとともに、種苗生産・育成施設の能力、資源回復計画、生息環境の変化、地域の実情等を考慮し、重点化して技術開発を行うものとする。
 - (2) 放流種苗の生産に当たっては、本県海域の特性、経済性、遺伝的多様性への配慮の必要性及び山形県栽培漁業センターの能力を勘案しつつ、天然発生個体の形質に近く自然環境への適応能力を有する良質な種苗の重点的かつ効率的な生産に努めるものとする。
 - (3) 種苗の放流に当たっては、水産動物の育成に適する時期及び場所において、適切な大きさのものを資源状態に応じた適正数量で継続的に行うとともに、漁港漁場整備事業等の放流の場づくりの施策との連携に留意し、放流効果の発現に努めるものとする。また、放流後の適切な大きさまでの育成及び合理的な漁獲が放流効果の向上にとって重要であるため、放流種苗及び天然種苗の育成及び管理について、関係漁業者をはじめ、他の漁業者及び遊漁者との話し合いを促進して、放流資源の適切な利用方法等の普及に努めるものとする。
 - (4) 水産動物の種苗の放流及び育成を行うに当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮するものとする。
 - (5) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に当たっては、漁業者、遊漁者等の受益者による適切な費用負担が確保されるよう努めるとともに、国、地方公共団体等の施策による支援を確保するものとする。
- 2 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県の区域に属する水面におけるその種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚類 ひらめ、くろだい及びとらふぐ

貝 類 えぞあわび

なお、これまで取り組まれていない魚種の栽培漁業化の可能性を探るものとする。

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度において、その種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの 種苗放流数量及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

魚類ひらめ150千尾(全長70mm)くろだい20千尾(全長40mm)とらふぐ20千尾(体長40mm)貝類えぞあわび250千個(殻長30mm)

なお、平成33年度の本県における種苗生産数量は、次のとおりと見込まれる。

無類 ひらめ 160千尾(全長 40mm) くろだい 20千尾(全長 40mm) とらふぐ 20千尾(体長 40mm) 貝類 えぞあわび 250千個(競長 30mm)

- 4 放流効果実証事業に関する事項
 - (1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類

魚 類 ひらめ

(2) 放流効果実証事業に関する指標

区分	事業に関する指標							
放 流 尾 数	150千尾(以上)							
放 流 時 期	7月							
放流時の大きさ	全長70mm以上							
放流ひらめの成長の 助長に関する協力の 要請内容	全長300mm以下の採捕の自粛							
経済効果の測定に関 する事項	市場調査等により、放流魚に存在する無眼側色素異常の個体の発見に努めるととも に、混獲率、回収率等経済効果の把握に努めるものとする。							
経済効果の啓発普及	庄内総合支庁産業経済部水産振興課及び水産試験場との連携のもとに、関係漁業者、遊漁者に対してパンフレットの配布、放流効果の説明会等を実施する。							
その他	1 沿岸漁場の総合的利用の見地から見て妥当な海域で事業が実施されること。2 当該事業に係る放流場所では、特定水産動物育成事業が実施されておらず、また、実施される見込みがないこと。3 放流地点周辺について関係漁業及び遊漁の自粛を呼びかけ、保護区を設定すること。							

5 特定水産動物育成事業に関する事項

放流効果実証事業等で放流効果の程度や範囲が明らかとなった魚種については、放流資源の受益者による適切な費用負担による栽培漁業の継続実施を促進するとともに、必要に応じて特定水産動物育成事業における育成水面制度を活用し放流関係経費の確保に努める。

- 6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
 - (1) 種苗生産の技術水準の目標
 - イ 山形県栽培漁業センターの水槽容量1立方メートル当たり又は水槽床面積1平方メートル当たりの種苗生産水準の目標

ひらめ1,000尾/㎡ (全長40mm) 種苗生産回数1回/年くろだい500尾/㎡ (全長40mm) 種苗生産回数1回/年とらふぐ350尾/㎡ (体長40mm) 種苗生産回数1回/年えぞあわび2,100個/㎡ (殻長30mm) 種苗生産回数2回/年

- ロ 山形県漁業協同組合等の中間育成施設の水槽床面積1平方メートル当たりの中間育成水準の目標 ひらめ 500尾/㎡ (全長70mm) 中間育成回数 1回/年
- (2) 水産動物ごとの解決すべき技術開発上の問題点

イ ひらめ

- (イ) 健苗放流のための取り揚げ・輸送・放流方法の改善
- (ロ) 適期放流に向けた中間育成技術の改善
- (ハ) 放流適地の検討
- (二) 放流効果及び経済効果の向上及び安定
- ロとらふぐ
 - (イ) 健苗放流に向けた量産体制の確立
 - (ロ) 経済効果の高い放流方法の解明

ハ えぞあわび

- (イ) 環境収容力を考慮した適正放流量の把握
- (ロ) 放流後の育成管理技術の確立
- (ハ) 自県産天然あわびへの母貝転換
- ニ イからハまでに共通する事項
 - (イ) 生産コストの低減
 - (ロ) 安定した健苗育成技術の確立
 - (ハ) 良質な生物餌料の安定生産技術の確立
- (3) 技術開発水準の到達すべき段階

項目魚種	基準年における平均的技術開発段階	目標年における技術開発段階
ひらめ	Е	Ŧ
くろだい	С	D
とらふぐ	A	B又はC
えぞあわび	F	F

(注) 技術開発段階の分類は、次のとおりとする。

段階	時 期	状態
A	新技術開発期	種苗生産の基礎技術開発を行う。
В	量産技術開発期	種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。
С	放流技術開発期	種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した 時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。
D	事業化検討期	対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するととも に受益の範囲と程度を把握する。
Е	事業化実証期	種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の軽減 を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
F	事業実施期	持続的な栽培漁業が成立する。

- 7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
 - (1) 放流後の種苗及び天然種苗の保護育成を図るため、必要に応じて関係漁業及び遊漁の自粛等による放流場の保護対策を行うほか、小型魚の保護等の資源管理を促進するものとする。
 - (2) 放流効果の継続的な調査を実施し、経済的な効果が得られる栽培漁業の実現に努めるものとする。
 - (3) 放流後の成育、分布及び採捕状況を調査するため、放流種苗にはできるだけ標識を付して放流することとする。ただし、標識を施すことにより種苗の健苗性を損なう場合は、この限りではない。なお、必要に応じ、遊漁者による放流魚の採捕量の把握に努めるものとする。

- (4) 調査については、県、市町、山形県漁業協同組合及び関係機関が協調して行うものとし、調査の結果は、栽培漁業推進検討会に報告するものとする。
- 8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項
 - (1) 推進体制の整備
 - イ 栽培漁業推進検討会を県、山形県水産振興協会、市町、山形県漁業協同組合等で構成し、当該構成機関の 密接な連携を図るとともに、栽培漁業が経済効果を発揮できるように推進することで、栽培漁業の積極的展 開に努めるものとする。また、栽培漁業の中核的役割を果たす山形県水産振興協会を育成強化し、当該協会 の機能の充実を図るものとする。
 - ロ 複数の県に及ぶ魚種については、回遊生態及び資源の利用実態を把握した上で、関係県の間で種苗放流対 象種の共同調査、種苗生産分担等の広域連携体制の確立に努めるものとする。
 - ハ 「全国豊かな海づくり大会」は、栽培漁業の祭典であり、平成28年度の本県開催に合わせ、ハードとソフト両面における推進体制の強化を図る。
 - 二 広く県民一般へ栽培漁業並びに資源の育成及び管理の重要性について啓発及び普及を行い、理解及び認識を促すとともに、「全国豊かな海づくり大会」を契機とした栽培漁業の一層の周知を進める。また、水産動物の種類によっては遊漁のための積極的な種苗の生産及び放流を行うものとする。
 - ホ 本計画期間内に退職する県や山形県水産振興協会の技術者が多いことから、技術を継承する方策を検討 し、栽培漁業に携わる技術者の人材育成を積極的に進めるものとする。
 - へ 本計画の推進に資する技術の開発等に伴い、新たな設備等が必要となる場合は、その導入を積極的に検討 するものとする。また、種苗生産施設の老朽化が著しいことから、その生産能力を確保するため、施設の計 画的な補修等に努めるものとする。
 - ト 東日本大震災により、東北地方の被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)の種苗生産施設は全壊した。目下、復旧が進んでいる状況にはあるが、今後とも要望があれば、これら3県において必要としている種苗の生産及び供給を行うことで、水産業の復興を支援していくものとする。
 - (2) 放流に関するその他の事項
 - イ 生産した種苗は、必要に応じて中間育成をした後放流を行うものとする。
 - ロ 種苗の放流は、飼育水槽内における活発な状態をできるだけ損なわないよう丁寧に注意深く行うこととする。また、天然での自然減耗の防止を図る観点から、水産動物の種類ごとの成育及び保護に適した場所の選定を行い、必要に応じて、漁港漁場整備事業等で人工的な保護及び育成の場づくりを行うこととする。

山形県告示第747号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年8月12日から同月25日まで縦覧に供する。 平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 112号

2 供用開始の区間 酒田市本町三丁目2番から

同 1番3まで

3 供用開始の期日 平成28年8月15日

山形県告示第748号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき新庄市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 新庄都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・9号東山仁間線

3・4・10号鳥越関屋線

3・4・13号福田工業団地線

第2771号 平成28年8月12日(金曜日) Ш 形 県 公 報

3・5・2号金沢沼田線

3・5・3号新庄駅鉄砲町線

2 縦覧の場所

県十整備部都市計画課

山形県告示第749号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21 条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき新庄市から送付のあった都市計画の変更の図書の写し を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類 新庄都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

告 公

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協 定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正され た協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年8月12日

山形県知事 吉村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年6月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ヤマイチテクノ 大阪府大阪市西区靭本町二丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 7,426,080円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号) 第11条第1項第1号該当

